

地域計画

策定年月日	令和6年4月23日
更新年月日	令和7年 月 日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鋸南町 12463
地域名 (地域内農業集落名)	中佐久間地区 (中佐久間)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	129.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	106.4 ha
② 田の面積	97.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	32.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内に若い農業者が少なく、後継者のいない経営体が多い。
- ・今後認定農業者等の担い手が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中山間地域等直接支払制度を活用し、8つの集落で農用地の維持管理及び耕作放棄地の抑制が図られている。
- ・捕獲、防除等の獣害対策を実施してはいるが、依然として被害が大きく、対策に苦慮している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻は認定農業者等の担い手への集積を進めていく。水稻+ α (食用なばな、施設園芸、果樹、水仙等)といった営農方法を検討し、地域農業者の収益性の向上を図る。また、高収益作物の導入やブランド化推進、農体験の実施等の手法を検討し、「儲かる農業」を実現、農業の魅力を向上し、若い就農者の獲得を目指す。
- ・担い手への集約化を進めつつ、地域内外から新規就農希望者を受入れ、また、担い手だけでなく農地の所有者をはじめとした地域全体で農道、水路等の関連施設の維持管理を行い、地域一体となって地域農業を守っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地利用最適化推進委員による農地利用の集積化・集約化へ向けた調整を図るほか、農地中間管理事業を活用し、目標地図に位置づける者への集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手及び意欲のある農業を担う者への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手及び意欲のある農業を担う者への集積を進める。機構集積協力金の活用も検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
当地域は、県営かんがい排水事業や県営ほ場整備事業等によりおおむね完了しているが、基盤整備事業未実施地区等については、必要に応じ検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら地域と調和した担い手として育成していくため、鋸南町、農業事務所、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、兼業農家としての軽量作物の栽培の推進や、気軽に農産品を販売できる場の設置等も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じ検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

当地域で農業を行う際、適切な鳥獣被害対策を実施することが必須であることから、今後、新規就農者などを受け入れるため、地域主体の鳥獣被害対策も行う組織的体制整備を行い、捕獲強化や緩衝帯整備(ヤギ放牧なども含む)、防護柵の設置と維持管理体制を整えていく。その際、新規就農者が農業に専念できるように、地域での対策の役割分担を明確化する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	花き等	0.5 ha	ha	花き等	0.5 ha	ha	A	
利用者	B	野菜	0.6 ha	ha	野菜	0.6 ha	ha	B	
利用者	C	水稻・野菜	0.4 ha	ha	水稻・野菜	0.4 ha	ha	C	
利用者	D	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	D	
利用者	E	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	E	
利用者	F	水稻・野菜	0.2 ha	ha	水稻・野菜	0.2 ha	ha	F	
利用者	G	水稻	0.8 ha	ha	水稻・野菜	0.8 ha	ha	G	
認就	H	野菜	0.2 ha	ha	野菜	0.2 ha	ha	H	
認農	I	水稻・野菜	10.6 ha	ha	水稻・野菜	10.6 ha	ha	I	
利用者	J	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	J	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		13.6 ha	0 ha		13.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。